

長野市農業委員会第 34 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 11 月 28 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 2 時 56 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保 6 番 野池 久 7 番 長谷部 孝
8 番 小池 知永 10 番 小林 清男 11 番 清水 貢
12 番 鈴木啓佐利 13 番 奥山 雅茂 14 番 山本 忠宏
15 番 祢津 光博 16 番 北澤 万正 18 番 高木喜久夫
19 番 曾根 信一 20 番 花見ひとみ 21 番 近藤 利章
22 番 宮崎 治夫 23 番 善財 良治 24 番 佐藤 隆
25 番 和田 修
- 4 欠席委員
5 番 久保田清隆 9 番 渡邊 美佐 17 番 横山 幸季
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 大島 昭彦 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 倉島 友美 職 員 浅川 清和
農業政策課
主 事 洞野 一樹
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 311 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
議案第 312 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 313 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 314 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 315 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 316 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について
議案第 317 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画案 (機構配分)」の意見聴取について
議案第 318 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 319 号 非農地決定について
報告第 102 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 103 号 農地法第 5 条の規定による届出について
報告第 104 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて

曾根会長代理　ただ今から第34回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中22名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は5番の久保田委員、9番の渡邊委員、17番の横山委員ですので、よろしくお願ひしたいと思います。では最初に、青木会長からご挨拶をお願いします。

青木会長　改めまして、11月の総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ご苦労さまでございます。早いもので、あとカレンダーも1枚を残すという非常に忙しい時期を迎えました。それぞれ、特に果樹関係をやられている方は、最後の追い込みで何かとお忙しい時期、また長芋等の収穫も真っ盛りということでご多忙ですけれども、ご参加いただきましてありがとうございます。

私自身のお話で恐縮ですけれども、先週と今週、正直言ってめっちゃ忙しかったです。いくつかイベントもございましたし、重要な会議もございました。ちょっと時間をお借りしまして、その報告をさせていただきながら開会の挨拶にさせていただきます。

一つは11月17日に、長野市の農業振興審議会が開催され、多分皆さん方も覚えておられると思いますけれども、長野市の10年後のいわゆる農地のあるべき姿という形で議論をし、答えを出していただいたという状況がありますけれども、その農地の地域整備計画の答申を、荻原市長さんにさせていただいたという会議でございます。それが一つ。

それから22日ですけれども、この前の農政懇談会でも市長からお話がありましたけれども、トップセールスを東京の池袋のサンシャインビル、サンシャインシティというところで、果物の販売を1日かけて行いました。今年も長野市、松本市、上田市の3市の市長さんが、それぞれ勢揃いしていただきまして、果物のいわゆるPRと、それから試食、販売という活動で、長野市からは農業委員会を代表して私、それから同じ仲間ということで青年協議会の会長が参加しました。リンゴ、長芋、それから加工品等々の販売を積極的に行いました。約1日10万人の人が来場されるという人混みの中でしたけれども、バックヤードの試食のサンプルが間に合わないほど、特に私はリンゴを担当したんですけど、リンゴのフジとシナノゴールドを本当に小さい切り目で用意したんですけど、あっという間に終わってしまう状況で、それぞれ食べた方がこんなにおいしいリンゴを初めて食べた、というような感想を多くの方からいただきました。非常に私も元気が出たし、持っていったリンゴセット、長芋セット、野菜等も含めてほ

とんど完売をしたということです。それは長野市だけではございません。松本市も同様に果物を持ってきまして、臥雲市長さんが先頭になって販売し、上田では土屋市長さんはじめ、真田十勇士のメンバーも来まして、場を盛り上げていました。長野市の場合は3年連続で、今回のイベントで市長、農林部長、農業政策課長さんを含めて、あと地域支援課とか企画課等もそれぞれ各課から代表して応援に出てくださいました。非常に長野市の長野県の農産物のPRもできたのでないかなというふうに思っております。日帰りでしたので結構私も疲れしました。

今週ですけれども、皆さん方と松本で長野県の農業委員会大会で決議された内容、それをもって東京に行ってまいりました。東京は県選出の国会議員さんに、それぞれ決議された内容を説明に歩いて、ぜひこれに伴う予算の確保について、絶大なる協力をお願いしたいということで伺いました。今日の農地のつぶやき33号にその概略を記載させていただいています。その大会の冒頭、来賓として今回新しくなりました鈴木農林大臣さん、それから副大臣さん、それから衆議院、参議院の農林水産委員会の両委員長さんもおられまして、それぞれ農業委員会に参加されたメンバーへのエールをもらいました。

特に、鈴木大臣さんのお話については、ここにも書いてますけど3つですね。一つは地域計画について、非常に農水省としても力を入れているし、今後これを柱としていわゆる農業の構造改革を図っていきたいという内容のお話が冒頭ございました。今回地域計画をまとめてみて、一つは10年後の日本の農地約30%がまだまだ受け手が見えてないということ、それから同じく70歳以上の担い手さんが全体のやっぱり30%の農地が対象になるということで、先に行くごとに厳しい環境になるので、これを踏まえて大胆な農業の政策展開を図っていきたいということを強調されておりました。それからもう一つは、長野県の大会でも申し上げましたけれども、農業委員会の組織の在り方ということで、以前から農業委員と推進委員の併存配置がいいのか悪いのかということで、どうも推進委員制度がなじまないという、やっぱり全国の声がございまして、全国の会議においてもやはりできれば組織全部一律に、もっと簡単に言えば農業委員一本にさせていただかないだろうか、当然定数等含めればもっともって農業委員の数も増えるということになりますけれども、これから地域計画をそれぞれ進めていくにおいても、各地域で農業委員という立場でこのような作業をしてもらうことによって、もっともって地域がまとまるんじゃないかということも、それから農業委員さん自身もやりがいが増えるんじゃないかということで、前々からこの件につ

いては、全国の農業会議所としても農水省に申入れをいたしておりましたが、最近になって鈴木新農水大臣になってから、地域計画を推進するに、そういった組織としての障害が少しでもあるのであれば、早急に見直しましょうと、この制度そのものも10年近くなりますので、そんなことをできるだけ早く、これについては結論を出したいというような言及をされました。そう遅くならないうちに、私どもの任期は来年の2月ですけどそこはともかくとして、その先そう遠くないうちにですね、この辺の併存配置の見直しというのも行われるんじゃないかと思っております。そういった話が出たということで、ご報告を申し上げます。

それから裏のページですけども、長野県出身の国会議員さん、それからJAとか土地改良事業団の推薦議員さん含めて14名の議員さんに、長野県の松本で行われました内容について、説明と是非予算の確保にご協力いただきたいというお話をさせていただきました。私の担当としては、参議院の方に行きまして、羽田さん、杉尾さん、平木さん、東野さん、藤木さん、5名の代議士の事務所に回りまして説明をさせていただきました。

冒頭お邪魔したのは立憲の羽田次郎代議士のところに行って、本人にもお会いさせていただきましたので、そこで具体的な話をさせていただきました。内容としてはお米、特に米作り来年どうなるかということ、米作りの農家が来年も迷わないようないわゆる環境を作るということが一つ、それから有害鳥獣対策、非常に長野県も熊を含めて非常に出ているので、この施策を完全にしたいという内容です。それから3つ目は、特に私としては中山間地の農業、農地をどうするんだという話をさせていただきました。特に中山間地域については、後ほどちょっと話しますが、やっぱり条件不利地の条件をできるだけ早く解消してほしいと、そうすることによって生産高、いわゆる効率の高い農業、それから高付加価値の作物が栽培できる見込みが立つ。そうすることによっておのずと担い手、新規就農者が定着できるんじゃないかということで、これについては具体的なお願いをしました。

その後ですね、今回初めてだったんですけども、農業会議所の会長であります國井会長、全国の会長です。全国の会長とそれから長野県の望月会長、私の3人で自民党の本部に来てくれということで本部に呼ばれまして、そうしましたら長野県5区選出の宮下一郎先生がぜひお話したいということで、私も同行させていただきました。そこで今回の地域計画、それから先ほど申しましたお米の話、さらには中山間地の農業振興について具体的なお話を、宮下先生の方からお話をいただきました。相当細かいところまで、それぞれ詰めておられました。特に私からは、中山間地で

これから国としてどうされようとしているのかということ先生に問いただしたんですけども、既にご案内のように、これから5年間一般会計とは別枠で農水予算約2兆円という規模の内容を考えている。その中で8千億円程度の財源を使って基盤整備事業を進めていきたい、こういうようなお話をされていました。8千億円というのは事業計画ベースですから、当然財源としては国が半分それから地方自治体の半分といった形になりますけども、それを5年間で、この程度の規模を展開していきたいと。今までどちらかといいますと、基盤整備事業といいますとお米の話、水田の規模拡大、いわゆる一枚一町歩にしようとか、三町歩にしようとかそういうお話だったんですけど、いやそうではないよと。畑、特に中山間地も含めて、例えば1カ所1ヘクタール、一町歩程度の規模でそういうようなことをできるような制度をぜひ作りたいというようなことを言われました。それにはやはり地域計画の中にきちんと織り込んで、地域の中で一定の方向付けをぜひしてほしい、そうすることによって今までみたいになかなか財源厳しかったのでいろんな高いハードルがあったんですけど、そのハードルについても見直しをしないかやいかんなどというようなお話もありました。

そんなことで5年といってももうすぐ先の話ですから、私ども長野市においても33地区で地域計画のとりあえず叩き台を作ってスタートしたんですけど、中身をもう一度ブラッシュアップしていただいて、ここはというところはぜひ声を上げていただきたい。農林部長とも話したんですけど、行政としても地元から上がってくるまで待つんじゃなくて、農業政策課なりそれから農地整備課なり農業公社なり、タッグを組んで各地域に乗り込んでいくというようなことをやりましょうよというお話をさせていただきました。部長も当然それに対しては前向きに考えているということでございますので、そんなことも含めて、いよいよ私どもが2月でとりあえず終わりますけども、何とか地域計画の中身を前へ一歩進めていきたいというふうに思っておりますので、それぞれ大変ですけども最後の汗をかいていただくと同時に、後継者に対してきちんとバトンタッチしておきたいというのが私からのお願いでございます。

話は長くなりましたけども、そんなようなことでこの2週間めちやくちや忙しかったんですけども、なんとかリンゴの収穫も順調にいつてますので、いい年が迎えられるように最後の一踏ん張りしたいと思っています。

今日の総会の議題ですけども、非常にシンプルな議題だというふうに私は見ております。ぜひスムーズに進めていきたいと思っ

ておりますので、ご協力をお願いいたします。いろいろ申しましたけども、以上で私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、大島局長からごあいさつをお願いいたします。

大島事務局長 お疲れさまです。周りの山も白くなりまして寒くなりました。インフルエンザが今はやっているようで、事務局職員も子どもがなったということで、自分も調子悪いということでお二人休んでいるような状況ですので、皆さんも十分気を付けていただきたいと思います。

前回、農業委員と推進委員について選考委員会で決まって、12月の議会と総会で最終的に決めていただくというお話をしたんですが、推進委員の方で体調を崩してご家族の方から辞退したいという申出がありまして、検討委員会でもそれを受理して今ちょうど一人公募をしているところです。推進委員ですので長野第1区域というところで限定していますが、そんな状況なのでご承知いただきたいと思います。私からは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは、規定に基づきまして、議事進行させていただきます。着座で進行させていただきます。

それでは最初に、議事録署名委員の指名を行います。議席番号22番 宮崎治夫委員、議席番号23番 善財良治委員をお願いいたします。よろしくお願ひします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件におきまして、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他で当事者又は関係者となっている方がおられましたら、お申し付けください。

【該当なし】

議 長 よろしいですか。それでは、別紙1以外はないということで確認をさせていただきました。次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願いいたします。

笠井主幹 事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆様に事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、議案の訂正につきましては、本冊農地法議案に2カ所ありました。A4の半紙、第34回総会農地法等議案訂正票（総会用）をご用意いただき、本冊の11ページをご覧ください。1カ所目は、農地法第5条の1番です。訂正箇所は、1番の右の欄の備考で、訂正内容については、2行目の一時転用の許可開始日を許可日から令和8年1月1日に訂正をお願いします。2点目はその下の2番の備考で、訂正内容は、2行目の一時転用の許可開始日を許可日から令和8年1月5日に訂正をお願いします。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議 長 それでは議事に入ります。農地法等に係る事項について審議を行います。議案第311号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第311号農地法第3条の規定による許可の取り消しについて、ご説明申し上げます。本冊の1ページをご覧ください。番号1番の1件です。本件は、令和7年7月31日開催の第30回総会において、農地法第3条の規定による許可申請で所有権移転として許可と決定した案件です。取消しの理由につきましては枠の一番右の理由の記載のとおり、許可後に譲渡人の4名のうち1名の住所について、枠外の参考のとおり、現住所と登記簿の住所に相違が判明したためです。原因につきましては、該当する譲渡人が住所移転した際に、法務局に対して登記簿の住所変更手続きをしなかったためです。この結果、農業委員会が発行しました譲渡人の許可証の住所と現住所が相違しているため、法務局では所有権移転登記を受理しなかったという経過でございます。そのため前回の許可を取消申請し、改めまして本冊8ページの番号17番で住所を修正して再申請をしております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明について、ご発言のある方の挙手を求めます。どうでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がございませんので、この案件について、採決に入りたいと思います。議案第311号について、許可を取り消すことに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の挙手を確認いたしました。よって、議案第311号は、

許可を取り消すことに決定をいたしました。

続きまして、議案第 312 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

議案第 312 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 3 ページをご覧ください。番号 1 番から 8 ページの 18 番までの 18 件でございます。内容につきましては、18 件全てが所有権移転案件となります。農家創設の案件は、6 ページの 11 番の 1 件です。10 アール未満の案件は、8 番、9 番、10 番、13 番、15 番の 5 件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の営農上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1 番から 7 番についてお願いいたします。

善財地区調査会長

北部調査会の善財です。1 番につきましては、これまで不耕作の状態だった農地がありましたけれども、受人所有地の隣接地にあたることから、リンゴを作付けしたいということで、申請が上がったものです。

それから 2 番は、こちらはご覧のとおり自作地全てを今回所有権移転するというものでありまして、これもやはり、受人所有地の隣接地にありまして、野菜を作りたいというものであります。

3 番は、こちら受入所有地の隣接地にありまして、水稻を作付けしたいというものであります。

それから 4 番、こちら、渡人が耕作困難ということで受入との話が成立しまして、受入はブドウを手広く栽培しておりますが、ブドウを作付けしたいということの申請であります。聞き取りしましたところ、ブドウ又はリンゴを作りたいというお話がありました。

それから 5 番であります。受入は現在、リンゴを中心に栽培しております。今回、申請地を取得することによって、リンゴの経営規模を拡大したいというものであります。

それから 6 番であります。6 番、7 番は無償とありますけれども、6 番は無償の贈与案件でありまして、渡人、受入は同じ住

所に住む親子関係にありまして、親から子への贈与という申請で
ございます。

それから7番、こちらは無償贈与案件であります。渡人と受人は叔父と甥の関係にありまして、この叔父は受人の母親の実家の土地を耕作しておりましたが、耕作できないということで自作農地全てを、今回無償で所有権移転したいというものであります。以上7件、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きます、西部地区調査会長から、8番から10番について
お願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。8番につきましては、有償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人は千葉県に住所はありますけれども、七二会は亡き夫の実家で、4月から12月までは七二会に住んで畑仕事を行っております。本件は、受人自宅の近隣の畑で、本件農地を取得して野菜作りを行うもので、許可要件に適合している事案であります。

9番は、有償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人は、小田切の民宿●●に勤めており、その職場の近くにある本件農地で野菜作りを行い、その民宿で使用したいということで、許可要件に適合している事案であります。

10番につきましては、無償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人は、自宅に隣接している本件畑を弟から取得して、自己所有地と一体で野菜作りを行うもので、許可要件に適合している事案であります。以上です。

議 長 続きます、中部地区調査会長から、11番から14番
お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。11番ですけれども、農家創設案件であります。受人が渡人から宅地を購入するということに付随いたしまして、農地を取得して農業に取り組みたいという案件であります。受人から、営農計画書を出していただいて確認いたしました。実家が農家のために十分農業経験があるということと、農機具も既に準備ができているなど、責任を持って農業ができることを確認できましたので、中部調査会では許可するというようにいたしました。

12番ですが、現在、草刈りだけやっていると、そういう管理している農地ということがありまして、それに対して受人が購入して農地として有効活用したいというものであります。受人は、令和5年4月に農家創設をして、現在農業に取り組んでいるんですけれども、少しずつ拡大していきたいという趣旨でありますので、これは調査会としても許可相当というふうに考えました。

13番は、この農地を遠隔地に住んでいる渡人が農地の処分をしたいということで、仲介業者に登録して依頼した結果、この受人が、この方は造園業をやっているんですけども、この受人がそれを見て、話がまとまって購入することになった案件であります。調査会で審議した結果、問題ないということから、許可するというふうに判断をいたしました。

14番は、現在の農業公社を通じて契約している農地を受人が購入するという案件です。渡人は、後継者がおらず、先々を見て農地を整理したいということでありまして、買ってもらうということであります。受人は、地域の担い手の代表的な一人でありますので、問題ないと判断いたしまして、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、15番についてお願いします。

小林地区調査会長 南部調査会の小林です。15番につきまして、有償による所有権移転になります。譲渡人は、千曲市にお住まいですが、もともとは信州新町にお住まいだった方で、過去に住んでいた住宅と隣接する農地を併せて、受入へ所有権移転するものでございます。受入は購入した住宅をリフォームしており、隣接する農地を奥さんと二人で耕作すると聞いております。作付けするものは野菜、オクラ、モロヘイヤ、ハウレンソウというものです。こちらにつきまして、許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から、16番から18番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。まず16番から、受入の農地は、袋地上の農地に接続する農地の購入ということで、従来から受入が農地への出入り等に使用させてもらっている中で、草刈り等の管理も行ってたというものです。今回、渡人は高齢であり、親族の元へ引っ越すという中で、自宅や農地の処分をされるという中で、今回の申請になったものであります。

17番につきましては、先ほどの議案311号の許可の取消しを行った案件の再申請です。渡人の住所の訂正を行った中で、改めて申請がされたものです。

18番につきましては、渡人と受入の父親世代で、口頭による農地の交換が約束されたということで、そのまま特に手続きがなく、現在まで来たということですが、今回、正式に手続きをして、お互いの所有権もはっきりさせるというようなことで、今回の申請になったものでございます。いずれも許可相当と判断をいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。私からいいですかね、ちょっと単純な質問ですけども、北部地区調査会長の番号1番と番号4番、3ページですね。1番はリンゴ、4番はブドウなんですけれども、これは成園継承なのかどうか、まずは聞きたいなと思います。

善財地区調査会長 私の方から説明しますけれども、もし補足等があったら事務局からお願いします。1番につきましては、現在、農地パトロールにおいて不耕作地でありまして、新たにリンゴを栽培すると説明を受けております。それから4番につきましても、現在、更地でありまして、そこで改めて新植するという案件であります。事務局、そういうことでよろしいでしょうか。

笠井主幹
兼事務局長補佐
善財地区調査会長
議 長
善財地区調査会長
議 長

はい。

はい。以上です。

両方とも、新規植栽ということですね。

はい。

新しい果樹園のスタートということですね。分かりました。ほか皆さんの方から、ご質問ございますか。特にございませんか。それでは、質問がこれ以上ないようでございますので、採決に入ります。議案第312号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって、議案第312号は、原案どおりに決定いたしました。

続きまして、議案第313号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

議案第313号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の9ページをご覧ください。番号1番から次ページの4番までの4件でございます。1番は、農業用倉庫、作業所を建築する転用案件です。2番は、車庫を建築する転用案件です。3番は、住宅敷地の拡張と通路の設置及びカーポートを建築する転用案件です。備考欄に農振除外日と記載のありますとおり、令和7年10月23日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。10ページをご覧ください。4番は、農業用倉庫を建築する転用案件です。こちらも備考欄に農振軽微変更日と記載のありますとおり、令和7年10月10日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。なお、その他の内容につきましては、議案に

記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局より説明がありました。それでは、この案件につきまして、調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 1番の案件につきましては、3条の案件の3ページの4番の受人が、4条で自己農地の転用をしたいというものでありまして、先ほど申し上げたとおり、この方は、ブドウを大々的に行っておりまして、自宅の道路を挟んだ反対側の土地に、農業用倉庫、作業所を建築したいというものでありまして、倉庫の中には、冷蔵庫を設置したいということでもあります。近隣に与える影響が少ないため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、2番から4番をお願いいたします。

小林地区調査会長 それでは、9ページから10ページということで、2番から4番まで説明いたします。2番につきましては、信州新町竹房というところで、車庫を建築する転用申請です。申請者は、親から相続を受けた信州新町の土地に生活拠点を移したいと考え、住宅を新築し隣接農地を車庫として転用するものでございます。

続きまして、3番ですけれども、篠ノ井小松原において、住宅敷地の拡張、通路の設置、カーポートを建築する追認の転用申請です。申請地のうち畑については、今年の10月23日に農振除外の手続きをしております。申請地は住宅に付随する敷地、通路、カーポートであり既に設置されているため、周辺農地の営農に支障はないと判断いたします。

続きまして、4番ですけれども、大岡において、農業用倉庫を設置する追認の転用申請です。こちらにつきましては、今年の10月10日、農振法の軽微変更をしております。申請者は、現在、安曇野市に住んでおりまして、大岡にある農地に通いながら、農業に従事しているそうでございます。こちらの農業用倉庫については、申請者の親族が建てたもので、その後相続をし、今回申請するというところでございます。既に設置されていて、周辺農地、営農に支障はないものと思われまして、南部調査会では審議した結果、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れがないと認められ、3件とも許可相当とするものと判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 313 号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 313 号につきましては、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 314 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐 議案第 314 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。11 ページをご覧ください。番号 1 番から 14 ページ、10 番までの 10 件でございます。11 ページにお戻りください。1 番は、工事中通路、資機材置場、駐車場、現場事務所を設置する一時転用案件で、備考欄に記載のとおり令和 8 年 1 月 1 日から 9 カ月間までとしております。2 番は、工事中資材置場を設置する一時転用案件で、備考欄に記載のとおり令和 8 年 1 月 5 日から 5 カ月間までとしております。3 番は、駐車場、資材置場を設置する転用案件です。12 ページをご覧ください。4 番は、駐車場を拡張する転用案件です。5 番も、駐車場を拡張する転用案件です。6 番は、農家分家住宅を建築する転用案件です。7 番は、農産物加工・貯蔵施設、事務所を建築する転用案件です。8 番は、駐車場を拡張する転用案件です。備考欄に、農振除外日と記載のありますとおり、令和 7 年 10 月 23 日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。9 番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。14 ページをご覧ください。10 番も、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。以上の案件につきまして、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。

また、先月の総会で、許可すべきものをご決定いただき、県に進達しておりました農地法第 5 条の 6 件の案件は、5 件が許可済みとなっております。関連法令が関連する 1 件は、まだ許可書が届いておりませんが、特段の指摘がないことから近々許可の見込みです。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局の説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から、1 番から 3 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番、2 番は賃貸借権の設定でありまして、

説明のあったとおり、一時転用案件であります。1番は、長野市発注の雨水調整池の工事のための工事用通路、あるいは資機材置場等の目的で、一時転用したいというものであります。

それから2番につきましては、こちらも長野市発注の河川改修工事のための工事用資材置場の設置目的の一時転用案件であります。それぞれ現状復帰の見込みが確実でありますので、許可相当と判断いたしました。

3番につきましては、台帳地目が田、現況宅地となっておりますが、本件の土地につきましては、譲受人の駐車場、資材置場等があるところの、その受人の土地に囲まれた土地でありまして、周辺農地には接しておりません。今回、既存の拡張ということで申請がなされました。なお、この現況地目が宅地というのは、隣接する自宅の宅地の南側に、渡人の親が生前プレハブ小屋を設置してあったというものでありまして、現況地目は宅地になっております。本件周辺農地に与える影響は少ないため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、4番から7番をお願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。4番をご説明いたします。4番は、駐車場を拡張する案件です。受人は、社会福祉法人を経営しておりまして、この申請地に接続して既に既存の駐車場があります。しかし、これが手狭になったために拡張したいということでありまして、申請地の西側に水路がありまして、ここに新しく拡張する駐車場に砕石をするんですが、それが水路に落ちないように造成工事を行うことと、あと周辺の営農に支障はないということと、両方とも確認できましたので、調査会では許可することと判断をいたしました。

5番になります。5番も駐車場の拡張案件です。受人を見ていただきますと、●●でありまして、●●は現在のきのこ加工事業が好調ということでありまして、従業員を増員する予定になっておりまして、したがって駐車場を整備拡張していきたいということでありまして、事業計画書等、現地を確認しましたが、周辺の営農に支障はないため、調査会では許可相当と考えました。

6番であります。6番は、貸人の孫夫婦が農家分家住宅を建築する案件です。借人は孫夫婦ですけれども、現在の住居が手狭になってきたということと、将来実家の近くにやっぱり住みたいということでありまして、今回の申請地を転用しまして、住宅を建てたいということでありまして、建築基準法は許可になっておりまして、周辺の営農に支障がないため、許可相当ということで、判断いたしました。

最後に7番ですが、7番は、青木島に事業所を置く事業者が、農業用施設を建築する案件であります。借人は、現在青木島の周辺で産出される果物を、これを中心にドライフルーツなどの加工販売をしておりますが、今後更に事業を拡大、拡張していきたいということで、貸人の、これ父親なんですけど、父親の農地に今回新たに加工施設、それから貯蔵施設、事務所を建築する案件であります。周辺に農地はありますが、この農地は父親の農地であることから、特に問題ないというふうに考え、許可相当というふうに判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きます。南部地区調査会長から、8番から10番をお願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。8番につきましては、●●さんです。現在はリンゴの収穫期ということで、従業員が非常に増えておるんですけども、駐車場が不足しているそうでございます。そのような中、隣接する土地の所有者から、無償で譲渡したいというお話がありまして、従業員の駐車場として転用するものであります。周辺農地への被害防除対策としましては、境界に防草シートを貼ったり、路面に砂利を敷く際はあらかじめ砂利を入れる箇所の土を削って低くすること等、砂利等の流出を防止するというところでございます。

9番につきましては、篠ノ井石川に農業後継者別棟住宅の建築に伴う農地転用です。受人は、静岡に奥さんと子ども2人の4人で暮らしております。子どもの成長に伴い奥さんの実家でありませぬ篠ノ井石川へ移住したいと考えるようになりました。奥さんの実家は農家であるため、実家の隣接地に農業後継者別棟住宅を建築するものであります。渡人は高齢のため土地を整理しており、今回は相互の利害が一致して、売買を行うことになったということになります。

続きます。10番です。10番につきましては、こちらも篠ノ井ですけども、農業後継者別棟住宅の建築に伴う転用申請であります。貸人と借人は親子関係でありまして、父の所有する農地に娘夫婦が住宅を建築する案件です。現在、借人の娘夫婦は両親と同居生活をしておりますが、生活リズムの違いとか、子どもが生まれたことなど、独立した生活空間を築きたいと考え申請いたしました。借人は、現在も両親の農作業を手伝っており、行く行くは、農業を継承する意欲を示しているそうでございます。工事等による近隣農地への被害防止、また境界に土留を設置する、土砂等の流出を防止することなど、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れがないと認められますので、許可相当といたしました。以上、8番、9番、10番、問題なしということで判断いたします。

- 以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。質問はないですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは質問がないようでありますので、質問を打ち切り、採決に入ります。議案第 314 号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 314 号は、許可相当と決定いたしました。
- 続きまして、議案第 315 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 315 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。15 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。本件につきましては、令和 4 年 9 月 30 日開催の第 32 回総会において、農地法第 5 条による一時転用案件として許可相当と決定し、県に進達後、同年 10 月 11 日付けで許可となった案件の計画変更申請となります。変更内容は、一番右の欄をご覧ください。変更内容は 2 点です。一時転用期間の延長は、変更前の令和 4 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年 5 カ月でしたが、これを 4 カ月延長して、変更後は令和 4 年 11 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までとするものです。もう 1 点の変更点は賃借料で、変更前●●円から●●円増額して、変更後は●●円とするものです。変更理由につきましては、インド工場で製造・納入された水車発電機の部材が品質基準を満たさなかったため、技術員を現地に派遣し、製造・管理・検査を綿密に実施したこと並びに船舶輸送の遅延により、転用期間の延長が必要となったものです。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。
- 議 長 事務局より説明がありました。それでは、西部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。
- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。本件の受人は、●●の工事を行っており、●●に隣接している本件農地を現場事務所等で使用しているもので、変更内容につきましては、事務局が説明したとおりであり、周辺農地への影響が少なく、許可要件に適合している事案であるというふうに判断して、変更を認めるということで、西部地区調査会では話がまとまりました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の

事務局説明並びに西部地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。ございませんね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 315 号について、計画変更は許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成でございますので、議案第 315 号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、別冊議案第 316 号を議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について、ご説明を申し上げます。市町村から機構に提出する農用地利用集積等促進計画案については、同法第 19 条第 3 項において、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものと規定されております。その農用地利用集積等促進計画案の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、当該農地が地域計画の区域内の土地であるときには、その定めようとする農用地利用集積等促進計画案の内容が当該地域計画の達成に資すると認められること、以上 4 点であります。

それでは、別冊の 2 ページをご覧ください。利用権設定の件数及び面積については、総件数 104 件、総面積 112,281.30 m²でございます。ページを戻りまして、1 ページをご覧ください。こちらは賃貸借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計面積は先ほどと同様で、今回利用権の設定を受ける方は 53 名、利用権の設定をする方は 87 名となっております。ページを戻りまして、目次をご覧ください。参考として、今回農家創設をする方は 1 名で、氏名、該当議案番号は表のとおりとなっております。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、各調査会長から、検討結果につきまして補足説明並びに農家創設を含めて報告をお願いいたします。また、お手元の別紙 1 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当いたしますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決ま

でを単独で行います。初めに、北部地区調査会長から、別冊の3ページ1番から5ページの7番までお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。北部地区調査会管内の案件につきましては、問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、5ページ8番から9ページ20番までと、27ページ1番から28ページ6番までお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。西部地区調査会の事案については、原案どおりに決定することで問題ありません。以上です。

議 長 それでは続きまして、中部地区調査会長から、9ページ21番と、29ページの7番から33ページ19番までお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区でありますけれども、中部地区の案件につきまして、1件ごとに確認いたしました。いずれも原案のとおりで問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、10ページ22番から17ページ43番までと、33ページ20番から35ページ26番までお願いいたします。

小林地区調査会長 まず、10ページの23番をご覧ください。こちらは農家創設となります。農家創設につきまして、ご説明いたします。借受人である●●さん本人に、地区調査会にお越しをいただきまして、説明をいただきました。借受人は、塩崎に住んでおり、現在、出版関係の仕事をしております。塩崎に、長野市の補助金事業としておりますヘーゼルナッツの栽培に興味を抱き、定年後の生計の一つとして、ヘーゼルナッツ栽培を計画されております。申請地は、借受人の自宅から徒歩でわずかなところ、5分もかかるか、かからないかという所でございます。苗木につきましては、千曲市にある、名前を挙げていいのか、ちょっと分からないですけれども、農園の業者さんから購入予約をしており、技術指導等受ける予定でございます。いきなり管理等と収入等、規模拡大はできませんので、徐々に10年がけで、安定した収益ができるような計画にされておられるようでございます。農家創設は説明しましたが、地域計画内のページ10ページから17ページ、番号22番から43番、地域計画外のページ33から35、番号20番から26番におきましては、調査会で審議をいたしましたけれども、原案のとおり問題ないということで決まりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、東部地区調査会長から、17ページ44番から26ページ70番までと、35ページの27番から38ページ34番までをお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。地域計画内、外とも、全部問題はなしと決定をいたしました。以上です。

- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほど説明いただきましたとおり、委員が関係する別紙1の案件を除いた案件について、質疑、採決を行います。それでは、農業政策課及びただ今の地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にありませんか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、質問がないようでございますので、質問を打ち切ります。採決に入ります。議案第316号のうち、委員が関係する別紙1を除いた案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認いたしました。
- 続きまして、委員が議事に参与することができない別紙1の案件について、質疑、採決を行います。17ページの43番は、●●が関係しておりますので、退室をお願いいたします。
- 【●●退室】
- 議 長 それでは、当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にありませんか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、質問を打ち切ります。採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可いたします。
- 【●●入室】
- 議 長 以上、議案第316号につきましては、全て原案のとおり決定し、長野市長に意見書を提出します。
- 続きまして、別冊議案第317号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いいたします。
- 農 業 政 策 課 議案第317号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
洞 野 主 事 3項の規定による農用地利用集積等促進計画案（機構配分）の意見聴取について、ご説明いたします。本計画は、既に中間管理機構が地権者から借り受けているのを、新たな担い手に貸し付ける計画になります。それでは、別冊の39ページをご覧ください。今回、機構配分を受ける方は10名で、賃貸借及び使用貸借により33,065.50㎡を、長野県農業開発公社が貸付けを行うものでございます。
- 続いて、40ページをご覧ください。こちらからは、地域計画区域内の農地に係る計画になります。番号1は、株式会社●●さん

が豊野町南郷地区でリンゴを栽培する計画、番号2から41ページの番号6までについては、●●さんが戸隠栃原地区で蕎麦を栽培する計画、ページをおめぐりいただきまして番号7は、●●さんが戸隠栃原地区で果樹全般を栽培する計画、番号8は、●●さんが松代町柴地区で野菜全般を栽培する計画、番号9は、●●さんが若穂川田地区で水稲を栽培する計画、続いて43ページをご覧ください。

こちらからは、地域計画区域外の農地に係る計画となります。番号1及び番号3は、●●さんが戸隠栃原地区で蕎麦を栽培する計画、番号2は、●●さんが戸隠栃原地区で果樹全般を栽培する計画、番号4は、●●さんが川中島町上氷鉋地区で水稲を栽培する計画、番号5は、●●さんが青木島町大塚地区で野菜全般を栽培する計画、番号6は、農事組合法人●●さんが小島田町地区で水稲を栽培する計画、番号7は、●●さんが篠ノ井横田地区でモモを栽培する計画、番号8及び番号9は、●●さんが篠ノ井岡田地区で麦を栽培する計画となっております。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願い申し上げます。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは、地区調査会長から、検討結果につきまして補足説明並びに農家創設を含めて報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、40ページ1番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本案件につきまして、特に問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、40ページ2番から42ページ7番までと、43ページの1番から3番までお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。西部地区調査会の事案は、原案どおり決定することで問題ありません。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、44ページ4番から6番までお願いいたします。

北村地区調査会長 4番と6番は、現行の借受人が借地を整理したいという意向がありまして、新しい借受人に変わるということになります。5番も、現行の耕作者が耕作できないということになりまして、新しい借受人に変わるということになりまして、いずれも借受人は、きちんとした農家でありますので、問題ないと判断します。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、45ページ7番から9番までお願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区調査会で審議した結果、原案どおり決定することで問題ないと判断しました。以上です。

議 長 最後に、東部地区調査会長から42ページ8番と9番をお願い

いたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。原案どおり決定することに問題は
ありません。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業政策
課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙
手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんね。

【質疑なし】

議長 それでは質問を打ち切り、採決に入ります。議案第 317 号につ
いて、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 317 号は、
原案のとおり決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第 318 号を議題といたします。事務局より説
明をお願いいたします。

笠井主幹 兼事務局長補佐 議案第 318 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、
ご説明を申し上げます。本冊の 17 ページをご覧ください。相続
した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相
続税の全部又は一部の納税が猶予される制度です。特例を受ける
ための主な要件として、相続人は引き続き農業経営を行うと認め
られる方であることです。本件は、番号 1 番の 1 件でございます。
相続人は長野市豊野町の●●氏、特例適用農地等面積は●●㎡
で、その他の内容は記載のとおりです。説明は以上でございます。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、北部地区調
査会長から、番号 1 番について補足説明並びに検討結果に基づい
た意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本件につきましては、別居の相続人が相続税
の納税猶予を受けたいとするものでありまして、筆数はいっぱい
ありますけれども、JR 飯山線を挟んだ両側に 1 カ所にある農地で
あります。被相続人所有農地全てを特例対象農地とする相続税の
納税猶予に関する証明につきましては、妥当という判断をいたし
ました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の
事務局説明並びに北部地区調査会長の報告について、発言のある
方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第 318 号に、
賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 318 号は、

原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 319 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 議案第 319 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本
兼事務局長補佐 冊の 19 ページをご覧ください。番号 1 番から 21 ページ 75 番ま
での 75 件でございます。21 ページの一番下をご覧ください。面
積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が
21 筆、面積が 8,483 m²、原野が 54 筆、面積が 22,577.64 m²、合
計で 75 筆、31,060.64 m²でございます。説明は以上でございます。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります
す。当案件について、発言のある方の挙手を求めます。いかがで
しょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは質問を打ち切ります。採決に入ります。議案第 319 号
について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求め
ます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 319 号は、
原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 102 号、報告第 103 号、報告第 104 号につ
いて、事務局より説明をお願いします。

笠井主幹 報告第 102 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報
兼事務局長補佐 告申し上げます。本冊の 23 ページをご覧ください。番号 41 番か
ら 24 ページの 45 番までの 5 件です。内容につきましては、記載
のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決
により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 103 号 農地法第 5 条の規定による届出に
ついて、ご報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 90
番から 28 ページの 102 番までの 13 件です。こちらも内容につ
きましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、
事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 104 号 農地法第 5 条の規定による許可申
請の取り下げについて、ご報告申し上げます。29 ページをご覧
ください。番号 1 番の 1 件でございます。本件は、許可相当と議決
され、許可申請書を県へ進達後、県の許可決定前に申請者におい
て事業計画の見直しが必要となり、申請者から取下願が提出され
たものです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理
しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件

- 議 長 について、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局から報告第 102 号、第 103 号、第 104 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。特段ございませんか。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 報告案件ですので、この内容についてご了解いただきますようよろしくお願いいたします。
- 曾根会長代理 以上で、予定をいたしました議事が全部終了いたしました。慎重に、なおかつスムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。私の議長の任が終了いたしましたので、進行を曾根代理にお願いいたします。
- 西村事務局長補佐 以上で、本日の議事は終了となりました。次に、8 のその他に移ります。本日、議事全体を通しまして、皆さんのご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ、最後に事務局から、今後の日程の説明を含めてお願いします。
- 西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。私から、今後の日程について申し上げます。お手元の総会次第の下段をご覧ください。次回、第 35 回総会は、12 月 26 日金曜日の午後 1 時 30 分から第 2 庁舎 10 階の会議室 203 で行います。
- 西村事務局長補佐 続きまして、総会次第の裏面をご覧ください。12 月の地区調査会及び農家相談会の日程と、令和 8 年 1 月開催の会議等の予定を追加してございますのでよろしくお願いいたします。連絡事項は、以上でございます。
- 曾根会長代理 ありがとうございます。以上で、第 34 回総会を終了といたします。ご苦労さまでした。